

令和3年5月13日参議院文教科学委員会議事録

○松沢成文君 日本維新の会の松沢成文でございます。

法案の質問に入る前に、私がこの委員会でも何度か取り上げてきた歴史教科書の問題について、まず伺っていきたいと思います。

私もこの委員会で、特に中学の歴史教科書において、従軍慰安婦という表記あるいは中国人の徴用とかですね、こういう誤解を招く間違っただけの表記が余りにも今回多かったんじゃないかと、こんな質問をしてきたわけですが、御承知のとおり、我が党の馬場幹事長が衆議院に提出した「従軍慰安婦」等の表現に関する質問主意書に対する政府の答弁書において、慰安婦問題に関して、従軍慰安婦との表記は適切ではなく、単に慰安婦という用語を用いるのが適切だとして、これまでの政府の統一見解を修正いたしました。

これを受けて、大臣は、これで教科書は変わる、政府が決めたことだから教科書会社に従ってもらわないといけないというふうに発言したという報道がありますが、これは事実ですか。

○国務大臣（萩生田光一君） 私も新聞でこの記事を見ましたけど、それ最後まで読むとですと、と周囲に語ったということで、新聞社から取材を受けてこのようなコメントを直接した事実はございません。

○松沢成文君 十日の衆議院の予算委員会で、大臣は、教科書会社の対応状況を

踏まえ、教科書検定基準に則した教科書記述となるよう適切に対応していきたい、これははっきりと答弁をしております。

従軍慰安婦に関する政府の統一的な見解が変更されたことで、現在検定を終えている中学校と高校の歴史教科書における当該箇所は、教科書検定規則十四条一項が定める、誤った事実の記載又は客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載若しくは学習する上に支障を生じるおそれがある記載に該当することになりまして、これに対して、教科書会社は、文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行わなければならない、さらに、この同条の第四項に基づいて、大臣は教科書会社に訂正の申請を勧告することができるということになっていますが、そういう理解でよろしいですか。

○政府参考人（串田俊巳君） お答えいたします。

教科書の記述が、今回閣議決定されました内容に基づきます記述となっていない場合には、教科書検定規則第十四条第一項に規定いたします、児童生徒が学習する上に支障を生ずるおそれのある記載に該当することとなるものと考えられます。こうした場合には、同規則におきまして、教科書発行者が訂正申請を行わなければならないものと規定されているところでございます。

発行者から訂正申請がなされなかった場合、教科書検定規則におきましては、文部科学大臣が訂正の勧告を行うことができる、そういった旨の規定があるところでございますが、実際に訂正申請の勧告を行う必要があるかどうかなどにつき

ましては、教科書の具体的な内容や発行者によります申請の状況を踏まえまして、適切に判断してまいりたいと考えております。

○松沢成文君 大臣、そうであれば、まず教科書会社に訂正の申請を出してもらうことを私はしばらくは待つべきだと思います。教科書会社もいろいろ、どういうふうに記述を変えるのか、いろいろ考えなきゃいけません。でも、ある程度待った上で出てこない場合は、大臣は、私は、大臣の方から教科書会社に対して訂正勧告を行って、そして、もし必要であれば修正版の再配布を求めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。記載の変更について現場の教員から生徒へどうしてこういうふうになったかということもしっかりと説明する必要もあると思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣（萩生田光一君） 教科書の記述が今回閣議決定された内容に基づく記述になっていない場合、まずは教科書発行者が訂正申請を行わなければならないルールとなっております。私としては、今回の閣議決定を踏まえ、関係の発行者がどのような訂正申請をするのか、その状況を踏まえ、実際に訂正申請の勧告を行う必要があるかどうか判断をしてみたいと思っています。

また、教科書検定規則においては、訂正申請が了承された場合、承認された場合、教科書発行者は速やかに訂正の内容を教科書を使用している学校及び教育委員会へ通知しなければならないとされております。したがって、今回の件につきましても、訂正がなされた場合には訂正内容について学校等に適切に通知がなさ

れ、学校現場での指導に生かされるものと考えております。

先生もおっしゃっていただいたように、直ちに私が訂正命令というよりは、教科書会社が当然この流れを受け止めて動きがあるんだと思います。しかし、現在発行済みの教科書については、これは教科書会社に責任があるんじゃないくて、文部科学省の検定によって認められているものでありますから、年度途中でどういう作業ができるのかというのは少し見守っていきたいなと思っています。

ただし、そうなると、じゃ、今使っている子供たちは、間違っただけですか、過去の価値観の表記のままの教科書を学ぶことになる可能性がありますので、これは文科省として逆に教育現場の方にしっかり周知をしていくということも同時に考えていかなきゃいけないと思っています。

○松沢成文君 教科書会社の判断を、私、どれぐらい待つべきなのか。これ、じゃ、半年、一年出てこなかったら、教科書会社はもう直す意思がないということですよ。だから、そうであれば、その政府見解に反する表記が教科書に載り続けることになってしまうので、これは大臣の方からしっかり訂正しなさいと言うべきだと思うんですね。

それで、中学校の歴史教科書については、山川出版のいわゆる従軍慰安婦という問題、表記だけですから、これはもう教科書として出て、生徒が四月から使っているわけですね。これをいきなり全部直せというのはかなりの作業なので、ここは工夫が必要だと思いますが、高校の歴史教科書で従軍慰安婦という表記があ

るものはまだ現場に出ていません、見本本の段階ですから。これ、早く教科書会社に判断させて、訂正しますという申請を上げてもらって、それならばきちっとやってくださいねと大臣として行動を起こさないと、来年から使う教科書の印刷に間に合わなくなるんですね。

だから、それもあるので、私は、いつまでも教科書会社の判断を待ちますじゃなくて、例えば三か月なら三か月待ちますが、それであれがない場合は、訂正の申請がない場合は、大臣の方からきちっと訂正するように言いますよというぐらいの見解があってしかるべきだと思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣（萩生田光一君） 今発行済みの教科書については先ほど説明したとおりなんですけど、これからすなわち印刷に回るものについては、当然来年度の教科書の記述は変わっているものだとすることを前提で準備をしていただくものだと思いますので、私から時限的な期限を切るというよりは、当然来年に間に合うような対応を各社がしていただければと思っております。

○松沢成文君 まあ性善説に立ってそれを期待するというのは分かりますが、私は、その申請をしてこない場合は、その教科書が現場に出回ってしまいますので、これはこれでまた問題ですから、文科省としても、まあ水面下の調整もあるでしょう、こういうものは、しっかりと全ての教科書の表記が政府見解に伴ったように直ってもらうように努力をしていただきたいというふうに思います。

さて、今回の答弁書で、慰安婦問題に関して、従軍慰安婦等の表記は適切では

なく、単に慰安婦という用語を用いるのが適切だとしつつも、いわゆる従軍慰安婦との表現を自ら述べた平成五年八月四日の河野官房長官談話については政府は継承するとしています。これは大きな矛盾だと思いますね。

私は、政府見解として、従軍慰安婦という表記はやはり好ましくないと、それは、従軍慰安婦が強制連行や、もっと言えば性奴隷みたいなところまでつなげて語られているので、それを幾ら調べても、その軍の方の資料なんかからは出てこなかったということも政府ははっきり言っているわけですからね。

そうであれば、この河野談話自体を撤回するというのはまたまたこれ外交上難しいかもしれません。ただ、いわゆる従軍慰安婦という記載については、修正することをしない限り、私は様々これからまた問題が起きてきちゃうと思うんですけども、政府として河野談話を撤回若しくは修正することを明らかにすべきと考えますけれども、いかがですか。

○内閣官房副長官（岡田直樹君） 先生御指摘の質問主意書に対する答弁書でお答えをいたしましたとおり、これまでの経緯を踏まえて、政府としては、従軍慰安婦という用語を用いることは誤解を招くおそれがありますことから、従軍慰安婦又はいわゆる従軍慰安婦ではなくて、単に慰安婦という用語を用いることが適切であると考えているところであります。そして、近年、これを用いているところでございます。

今回の答弁書は、現時点における用語の使用に関する政府の考えを示したもの

でございます、慰安婦問題に関する政府調査当時に用いられていた個別の用語等については見直すことは考えてございません。

いずれにせよ、政府の基本的立場は平成五年八月四日の内閣官房長官談話を全体として継承しているというものでございまして、この談話を見直すことは考えてございません。

○松沢成文君 なぜ、いわゆる従軍慰安婦という文言が入っている。それで、その河野談話の中をよく読んでみますと、強制性をかなり認めちゃっているんですね。でも、それに対して、まず社民党の辻元議員から、平成十九年ですか、この強制性というのはどういう意味だと質問主意書が出て、それで政府は、強制性はあったのかという質問主意書に対して、改めて調査した結果、これもう資料も全て調べましたと、聞き取りもやりましたと、でも、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述はなかったとあって、これは政府がまた答弁しているんです。これも閣議決定しているんですね。

それで、今回、我が党の馬場幹事長が、この従軍慰安婦という言葉自体も強制性、強制連行、性奴隷みたいなことをイメージさせるので好ましくないと、だからこの言葉遣いやめた方がいいんじゃないかと言ったら、政府は、そのとおりです、だから従軍慰安婦はやめて慰安婦にします、あるいは従軍と慰安婦が連結して出てくる文章も好ましくないのでそれもやめると、そしていわゆる従軍慰安婦についてもこれは好ましくないのでやめると言ったんですよ。

こうやって、政府見解では、幾つかの質問主意書に答えて、従軍慰安婦、いわゆる従軍慰安婦も含めて、政府はやめますと。それは強制連行を想定される、想像されるから好ましくないんだとやっておきながら、河野談話というのは強制性を半分認めて、そして謝罪をして、そしてこういういわゆる従軍慰安婦問題あったと、大変申し訳なかったというのが同時に残っているわけですよ。

これ、岡田さん、こういうのをダブルスタンダードと言うんですよ。もっと悪い言葉で言うと、二枚舌と言うんですよ。だから、外国から、諸外国からまた不信感を買うんです。この政府の対応について、報道ベースですけども、中国は、言葉遊びに何やっているんだと、もう批判していますよ。本質をついていない言葉遊びで、政府は何やっているんだと。そして、韓国政府の方は、典型的なダブルスタンダードと。むしろ、外交的にはまた諸外国ともめるようなことを残しちゃっているわけですよ。

私は、政府見解で、従軍慰安婦という言葉、いわゆる従軍慰安婦という言葉、これは強制連行を想像させるのでやめますと言った以上、河野談話を見直す、これをやらない限り、政府のダブルスタンダードは、ずうっとこれ、諸外国からもあるいは国民の中からも不信感を持ち続けることになりますよ。何の解決にもならない。

河野談話を見直す、撤回する、あるいは修正する、これに向けて政府の中で検討していただきたい。いかがですか。

○内閣官房副長官（岡田直樹君） 松沢先生、今様々な経緯をお述べになりました。そして、今回の馬場議員からの質問主意書に対しましては、政府はこれまでの経緯も踏まえて真摯にこの答弁書を調整したものと私は思っております。ですから、二枚舌とかダブルスタンダードという御指摘は必ずしも当たらないと、このように申し上げたいと思います。

その上で、今回の答弁書の趣旨は、現時点における用語の使用に関する政府の考えを示したものであって、慰安婦問題に関する政府調査当時に用いられていた個別の用語等につき見直すことは考えておりません。

また、政府の基本的立場は、これはもう累次申し上げてきたところでございますけれども、平成五年八月四日の内閣官房長官談話を全体として継承しているというものであって、この談話を見直すことを考えているわけではございません。御理解賜りますようお願いいたします。

○松沢成文君 意味が分からないんですけど、政府も真摯に検討してきたので、ダブルスタンダードとか二枚舌とか言われるいわれはないと。事実としてダブルスタンダードなんです。それをしっかりと訂正するなり改革しないと、これからもずっと慰安婦というのは従軍慰安婦であって、強制連行されて性奴隷にもされて、日本軍というのは本当にひどいことをやったんだと、一生謝り続けろと、誤解を信じて言われ続けるんですよ。

政府は、だって事実じゃないと言っているわけだから。それは、戦争だからい

ろんなことがあるのは私も分かります。ただ、強制連行を証明する調査結果は出ていないわけですから、そこをちゃんと主張して、反省すべきは反省しなきゃいけないです、もちろん。ただ、従軍慰安婦という言葉は強制連行を連想させて、性奴隷という批判も起きていると。そういう資料はありませんでしたということは世界にはっきり主張していかないと、これ、慰安婦像、世界中に幾つ建つんですか。みんな強制連行で、日本軍は本当にひどいことをしたと、これを歴史に残そうとって世界で運動されているんじゃないですか。これ、日本の国益を著しく損ねているんですよ。

そこを政府はしっかり考えて、加藤官房長官にも言ってください、本当にすばらしい新加藤談話を出してみろと。それで日本の主張をしっかりと伝えて、言うべきことは言う、反省すべきは反省する、そのやっぱり改革、めり張りの利いた改革をやらない限り、一生この問題は言われ続けます。それでいいというのであれば、まあ御自由にとということですけどね、はい。(発言する者あり)

はい、法案の質問、じゃ最後に一言言いましょう。済みません、法案の質問を忘れていました。私の演説会じゃないんでね、済みません。

一つ、今回、最後に聞きますけれども、学長のリーダーシップを強めるための改革をやってきたんだけど、ちょっとリーダーシップを尊重し過ぎて、余りにもちょっと暴走する学長が多くなったんで牽制機能も努めようと、でしょう。

それで、私は、一つの解決策は、これ法律で全体を縛るのはいかがかという案

もあるかもしれませんが、やっぱり学長の最長在任任期というのを決めておくべきですよ。これやっぱり、十年なら十年。十年やって改革できない、リーダーシップを発揮できない学長は、幾らやってもできません。やっぱり首長だって、私、神奈川県知事のとときに知事多選禁止条例作りました。権力が集中して長期化すると、必ず権力暴走するし、腐敗するんです。

だから、学長のこの任期というか、最長、任期を私は統一として国で決めてもいいんじゃないかと思えますけれども、見解はいかがでしょうか。

○委員長（太田房江君） 簡潔にお願いいたします。

○政府参考人（伯井美徳君） 現行法上、学長の任期は二年以上六年を超えない範囲で定めると。再任についても法律上の制限はございません。

学長の任期については様々な御意見ございますが、任期の長期化、再任が一概に問題であるとは言いえない状況ではないかというふうに認識しておりまして、それぞれの法人において、学長選考会議における議論に基づき自主的に判断していただきたいというのが私どもの考えであります。

○松沢成文君 済みません、時間が来てしまいましたので、終わります。